

(1) 施工プロセスチェックリスト (土木工事)

施工プロセスチェックリスト(土木工事)

工 事 名	発 注 者	課 係
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	工 事 監 督 職 員 氏 名
受 注 者 名	現 場 代 理 人 氏 名	
当 初 請 負 金 額	監 理 技 術 者 等 氏 名	

記入上の注意点

- ① 施工プロセスチェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□内にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
- ③ 高知市工事施行適正化推進要領における点検調査項目は、当該チェックリスト内に含む。
- ④ 施工中の確認欄については、必要に応じて追加し記入する。

4-1-1

確認事項	確認内容	確認時期	確認欄 (指示事項等)						備考 (指示事項, 是正状況, 取組状況等)	
			着手前	施 工 中				完成時		
施工体制一般	作業の分担	施工体制台帳、施工体系図及び施工計画書により、請負契約上の工事の施工分担が整理されている。	着手前	(/) □						
	工事実績情報 (CORINS)	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録した。	契約後, 変更後	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	建設業退職金共済制度	掛金収納書の写しが契約後1か月以内に提出されている。	契約後, 増額変更後	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		建設業退職金共済制度適用事項主工事現場の標識が現場掲示されている。	施工中1回程度		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	建設業退職金共済証紙の購入・配布が受払簿等により適切に管理されている。	施工時, 適宜		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

4-1-2

確認事項	確認内容	確認時期	確認欄 (指示事項等)						備考 (指示事項, 是正状況, 取組状況等)	
			着手前	施 工 中				完成時		
施工体制一般	労災保険関係の成立標識	労災保険関係の項目が現場の掲示所に掲示されている。 項目追加	施工中1回程度		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	社会保険等の加入について (一次下請業者)	下請施工通知書の「社会保険等加入状況」欄に加入又は適用除外と記載している。	施工時の当初, 変更時		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	建設業許可標識	建設業を受けたことを示す標識を、公衆のみやすい場所に設置し、監理技術者等が正しく記載されている。	施工中1回程度		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	施工体制台帳	現場に備え付け、かつ、同一のものを提出している。	施工時の当初, 変更時		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。	施工時の当初, 変更時		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		下請負金額が適切に記入されている。	施工時の当初, 変更時		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	施工体系図	現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されている。	施工時の当初, 変更時		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
記載の業者が施工している。		施工時 1回/月程度		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
施工配置	記載監理技術者等及び施工計画書記載の技術者が本人である。	施工時の当初, 変更時		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	工事の施工に際し、配置されている人員や機械の不足による工程の遅れがない。	施工中適宜		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

(2) 施工プロセスチェックリスト (建築 (建築設備含む)・設備工事)

監督別紙第4号-2

施工プロセスチェックリスト(建築(建築設備含む)・設備工事)

工 事 名	発 注 者	課 係
工 期	工 事 監 督 職 員 氏 名	
受 注 者 名	現 場 代 理 人 氏 名	
当 初 請 負 金 額	監 理 技 術 者 等 氏 名	

記入上の注意点

- ① 施工プロセスチェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば口内にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
- ③ 高知市工事施行適正化推進要領における点検調査項目は、当該チェックリスト内に含む。
- ④ 施工中の確認欄については、必要に応じて追加し記入する。

4-2-1

確認事項	確認内容	確認時期	確認欄 (指示事項等)				備考 (指示事項、是正状況、取組状況等)	
			着手前	施 工 中				完成時
施工体制一般	品質・安全管理体制	品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。	施工計画書提出時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	建設業退職金共済制度	掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。	契約後、増額変更後	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		建設業退職金共済証書の配布を受払簿等により適切に管理している。	施工中適宜	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を現場に掲示している。	施工中1回程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
請負代金内訳書	請負代金内訳書を契約締結後5日以内に提出した。	契約後	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

4-2-2

確認事項	確認内容	確認時期	確認欄 (指示事項等)				備考 (指示事項、是正状況、取組状況等)
			着手前	施 工 中			
労災保険関係成立票	労災保険関係成立票を工事現場に掲示している。	施工中1回程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
社会保険等の加入について (一次下請業者)	下請施工通知書の「社会保険等加入状況」欄に加入又は適用除外と記載している。	施工時の当初、変更時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建設業許可標識	建設業を受けたことを示す標識を、公衆のみやすい場所に設置し、監理技術者等が正しく記載されている。	施工中1回程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施工体制一般	施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。	施工時の当初、変更時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。	施工時の当初、変更時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	施工時の当初、変更時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。	施工時1回/月程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	受注者がある下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。)	施工時の当初、変更時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

以下次頁へ

(3) 工事成績採点の審査項目別採点表 (第二次評定者) 土木工事

【記入方法】 該当する項目の [] に*印を記入する。		法令遵守等の該当項目一覧表		評定様式第7号-1-3
審査項目	措置内容	点数	項目該当なし	
8. 法令遵守等	0 1 指名停止 3ヶ月以上 - 20点			
	0 2 指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満 - 15点			
	0 3 指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満 - 13点			
	0 4 指名停止 2週間以上1ヶ月未満 - 10点			
	0 5 文書注意 - 8点			
	0 6 口頭注意 - 5点			
	0 7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 - 3点			
	0 8 その他理由: 0 1 1回交付した 0 2 2回交付した 0 3 3回交付した 0 4 3回交付で改善されない 左のいずれかを選択する 0 1 1項目が達成されていない。 0 2 2項目が達成されていない。 0 3 3項目が達成されていない。 0 4 4項目が達成されていない。 0 5 5項目が達成されていない。 左のいずれかを選択する	交付回数により減点 最大-8点 1項目につき-2点 最大-10点		
	0 9 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない。			
	0			

① 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)
 ② 本審査項目(8 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ③ 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ④ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】
 1 入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
 3 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。
 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
 5 当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。
 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。
 9 監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
 10 下請代金を前日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金を支払遅延防止法第4条に規定する事業者の遵守事項に違反する行為がある。
 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
 12 過積載等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が不要な事業者であるに反し、未加入のままであった。(下請金額の合計が4,000万円以上・建築一式工事は6,000万円以上)

項目追加
 係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入、土木作業員が、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が不要な事業者であるに反し、未加入のままであった。(下請金額の合計が4,000万円以上・建築一式工事は6,000万円以上)

(4) 工事成績採点の審査項目別採点表 (第二次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

【記入方法】 該当する項目の [] に*印を記入する。		法令遵守等の該当項目一覧表		評定様式第7号-2-3	
審査項目	措置内容	点数	項目該当なし		
8. 法令遵守等	1 指名停止 3ヶ月以上	- 20点			
	2 指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点			
	3 指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点			
	4 指名停止 2週間以上1ヶ月未満	- 10点			
	5 文書注意	- 8点			
	6 口頭注意	- 5点			
	7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点		高知市競争入札指名停止措置要綱により指名停止等の措置を行なった場合に減点する。	
	8 その他()	交付回数により減点 最大-8点		事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合に減点する。	
	0 1回交付した				
	0 2回交付した				
	0 3回交付した				
	0 3回交付で改善されない				
	9 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない。	1項目につき-2点 最大-10点		その他の適応事例(油類搬送車両の使用、不正軽油の使用、仕録書等に規定する関係法令等に関する重大な違反等)が確認され、総括監督員から文書注意(工事打合せ簿による改善命令)が交付された場合に減点する。(交付1回:-1点, 交付2回:-3点, 交付3回:-5点, 交付3回で改善されない場合:-8点)	
	0 1項目が達成されていない。				
	0 2項目が達成されていない。				
	0 3項目が達成されていない。				
	0 4項目が達成されていない。				
	0 5項目が達成されていない。				
0					

① 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)

② 本審査項目(8 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

③ 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

④ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が、職収賄等により逮捕又は公訴された。
- 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法の違反する事実が判明し、送検された。
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。
- 9 監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10 下請代金を前日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11 過剰輸送の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12 労働安全衛生法第11条第1項に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、雅構成員、企業役員等の暴力団関係者がいることが判明した。

項目追加

14 関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入、土木作業員が設置等を行っていないこと、死亡傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

15 下請業者が、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が必要な事業者であるに該当せず、未加入のままであった。【罰金額の合計が4,000万円以上・建費・一式工事は4,000万円以上】